

公立学校運営の民間への開放 (公設民営学校の設置)

<初認定>
愛知県：平成27年11月27日
関西圏：平成29年12月15日

● (国家戦略特別区域法 第12条の3)

規制改革の内容

特例措置前

公立学校の管理を第三者に行わせることはできない。

特例措置

教育委員会の一定の関与の下、都道府県等が指定する非営利の法人（学校法人、一般社団法人等）に公立学校の管理を行わせることができる。

効果

産業人材・グローバル人材の育成等の促進

規制改革の概要

- **愛知県立 愛知総合工科高等学校専攻科**
 - 2016年4月に名古屋市で開校、2017年4月から専攻科の管理を非営利の法人に委託
 - 2年制課程（1学年定員40名）
 - 指定管理法人は、学校法人・名城大学
 - **将来のモノづくりのリーダーとなる産業人材を育成**
 - **責任者や教員に、有為な民間人を登用**（60名以上の実務家教員から学びを得る機会の提供）
 - 修了生の大部分は、**製造業など我が国の経済活動の中核を担う企業に、即戦力として就職**
 - 在学中に、技能五輪全国大会金賞受賞、各種技能検定合格など多数の実績
- **大阪府立 水都国際中学校・高等学校**
 - 2019年4月に大阪市で開校（併設型中高一貫校）
 - 指定管理法人は、学校法人・大阪YMCA
 - **国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するとともに、将来の大阪の経済成長を牽引する人材を育成**
 - **副校長等に外国人教員を配置**（全教員のうち約3割が外国人教員）
 - 2020年から、**高校2～3年生を対象に、国際バカロレアコースを開始**し、国際的に通用する大学入学資格（IB資格）が取得可能に
 - **海外大学現役合格実績は、2022年度・7名、2023年度・13名、2024年度・32名**



運営組織

校長

本科

公設公営で運営

責任者
(民間人を登用)

専攻科

公設民営で運営



運営組織

校長

副校長等
(外国人を登用)

公設民営で運営